

一、本町四丁目七番借地

繩屋源兵衛

一、岩附町六番借地

堀野治兵衛

一、室町三丁目九番借地

野崎傳兵衛

一、大傳馬町二丁目二十五番借地

慶應三年六月讓受  
龜屋源兵衛店支配人

一、南茅場町松次郎地借

上總屋彌三郎

一、北新堀大川端町吉兵衛地借

高野住藏

一、同町久兵衛地借

江島屋喜右衛門

一、南茅場町彦八地借

大和屋源兵衛

一、同町同地借

杵屋利八

一、南茅場町彦八地借

大和屋源兵衛

一、同町同地借

堀口屋又兵衛

一、本小田原町二丁目家主

伊勢屋嘉兵衛

一、南茅場町家持

小西屋惣兵衛

一、同町家持彦太郎方同居

竹川屋彦次  
郎店支配人

一、同町久兵衛地借

新右衛門

一、本小田原町二丁目卯兵衛地借

甚左衛門

十番組

十番組

一、住吉町裏河岸伊三郎地借

川井屋傳兵衛

一、元大坂町定八地借

美濃屋利左衛門

一、長五郎屋敷五人組持地借

伊勢屋甚十  
郎店支配人

一、同町彦兵衛地借

利兵衛

一、同町彦兵衛地借

大坂屋彌兵衛

一、高砂町新五郎地借

内田屋彦右衛門

嘉永七年六月讓受

第十五章 金融機關

第二節 江戸時代

九番組

一、高砂町家主

越前屋又右衛門

一、堺町家主

澤村屋幸次郎

一、松島町平七地借

藤屋彦兵衛

一、新和泉町北側利兵衛地借

大黒屋庄助

一、元大坂町藤三郎地借

萬屋幸助

一、同町清吉地借

森屋文七

文久二年九月讓受

同三年十一月讓受

二月讓受

尾張屋 茂兵衛

通旅籠町伊之助地借

萬屋 文助

安政五年五月譲受

一、新和泉町北側清兵衛地借

大黒屋 吉兵衛

一、吳服町喜右衛門地借

彦 兵 衛

三文字屋市太郎店支配人

日本橋藏屋敷林藏地借

東屋 音三郎

慶應四年四月譲受

一、本材木町二丁目喜太郎地借

寺本屋 九郎右衛門

一、吳服町利兵衛地借

木屋 治右衛門

一、同町八番借地

伊豆屋 清吉

一、同町二丁目重次郎地借

中島屋平右衛門

一、同町一丁目儀兵衛地借

吉 次 郎

之助後見

一、同町一丁目儀兵衛地借

喜 八

いく後見

一、通一丁目與市地借

太 兵 衛

一、通四丁目文兵衛地借

鈴木屋 佐兵衛

一、吳服町長次郎地借

近江屋 七兵衛

一、吳服町喜右衛門地借

第五章 金蔵機關 第二節 江戸時代

## 十一番組

一、青物町半兵衛地借

伊豆屋 清吉

一、數寄屋町常次郎地借

伊豆屋 預人

一、萬町三郎右衛門地借

十 三 郎

一、本材木町一丁目儀兵衛地借

七 郎 兵 衛

一、下横町喜兵衛地借

島村屋 藤 七

一、通三丁目十七番地借

倉田 平兵衛

一、同三丁目久兵衛地借

油屋 甚兵衛

伊勢屋 吉兵衛

元治元年八月譲受

一、通三丁目十七番地借

鳥村屋 藤 七

一、同三丁目久兵衛地借

内田屋 六右衛門

一、同町重助地借

田原屋 儀 八

一、同町重助地借

鈴木屋 佐兵衛

一、通四丁目文兵衛地借

近江屋 七兵衛

一、吳服町長次郎地借

内田屋 六右衛門

住吉屋 長吉  
和泉屋 七兵衛

一、西河岸町家主  
大坂屋 藤兵衛

一、坂本町甚五郎地借  
三谷屋 喜兵衛

通二丁目家主  
藤木屋 德兵衛

一、通二丁町新道儀兵衛地借  
新川屋 喜兵衛

三島屋敷忠兵衛地借  
德 兵 衛

一、本材木町一丁目長兵衛地借  
丸屋 松兵衛

一、新肴場三郎兵衛請負地  
九屋 松兵衛

一、新肴場三郎兵衛請負地  
三島屋敷忠兵衛地借

文久元年  
十月譲受  
一、坂本町一丁目長兵衛地借  
山崎屋 角兵衛

一、南茅場町吉右衛門地借  
丸屋 松兵衛

一、坂本町一丁目甚五郎地借  
新川屋 喜兵衛

一、南茅場町吉右衛門地借  
上總屋 新兵衛

高砂町新五郎地借  
利 兵 衛

一、南茅場町又右衛門地借  
文 吉

一、龜島町藤兵衛地借  
三倉屋 傳吉

一、西河岸町吉右衛門地借  
大倉屋 利右衛門

一、同町五人組持地借  
半 兵 衛

一、新右衛門町北右衛門地借  
四方屋 善助

一、本材木町一丁目又兵衛地借  
店預人

一、同町五人組持地借  
金錢屋伊助

一、新右衛門町北右衛門地借  
川喜多 卵兵衛

## 十六番組

一、長谷川町金次郎借地  
さの屋 政五郎

一、小舟町二丁目市右衛門地借

## 十六番組

一、新肴場三郎兵衛請負地

織屋 次郎吉

一、住吉町十一番借地

大黒屋 善兵衛

## 十五番組

一、本材木町一丁目儀兵衛地借

七郎 兵衛

一、住吉町十一番借地

銀兵衛

## 十五番組

兩替商と天  
秤

是等兩替屋は天秤の底板に篆書の「陽」の字を烙印にしたるを、各一挺づゝ所有し、店頭には分銅形の招牌を掲ぐ。若し持株を他人に譲渡するときは、天秤と共に之を傳ふ。又休業の者あるときは、天秤を町年寄に於いて預り置き、新規の開業者に之を下附し、冥加として、金三分を上納せしむるの定なりき。然るに天保以降、其の制緩み、天秤を下渡し、休業するも之を町年寄に預くことなかりき而して兩替商に冥加を課稅せしは、天明二年に始まる。即ち天秤一挺につき十四兩を十個年賦として金座に上納を命ぜしが、同八年之を止むといふ。

## 兩替金額

安永・天明年間の調査によれば、兩替商の一个年の兩替高は、平均約百九十萬兩にして、之が冥加として、天明四年三萬五千兩の上納を命ぜられしも、仲間の哀訴によりて、天明四年以降四年間は毎年金二萬兩に減すべき指令ありしこと、仲間差出扣に見えたり。是等兩替は、固より日々の相場によりて兩替せしものにして、相場に金銀相場と錢相場あり。

金銀相場は、本兩替屋・三組兩替屋の内より、四人づゝ、日々本兩替町の往來に於いて相場を立てしが、何時の頃よりか會所を設けて集會し、其の日の金銀賣買の景況により相場を立つ。金銀を賣買するものは、乃ち市中一般の兩替屋にして、日々本兩替屋・三組兩替屋の宅に集りて賣買するを以て、本兩替屋等は各之によりて、相場を立つるものなりき。其の相場と賣買高とは、行事より爲替組と駿河町とに通知すれば、三井組・十人組より之を又勘定所・金藏方に報告し、又駿河町よりは、納戸役所及び川船役所へ書上げ、前夜の錢相場をも添附せしものとす。先にも記したるが如く、金銀の比價は金一銀十の比にして、其の相場は、當初金一兩に銀五十匁丁銀は四十匁實なりしが、時には四十八匁となり、時には七八十

金銀相場の  
立方

元四日市  
錢相場町の  
下錢相場の高

匁となり、明和の南鎌二朱銀は八枚を以て一兩とし、五匁銀は十二枚を以て一兩とする等、金銀貨の改鑄に伴ひ、時々の變動固より免れざる所なりき。

錢相場は、もと元佐竹前(今神田松下町)に於いて立てたりしが、其の後は元四日市に移る。兩替屋の内に、取引組なる者約三十人を定め置き、此内より二十餘人づつ交替を以て、毎夕五ツ時(今の八時)限りに、同町の水茶屋に集會し、本兩替屋の中、其の日會所に集りし者の來會を待ちて、同町の廣場へ立並ぶ。時に取引組の目付一人、提灯を携へて進み出づるを合圖に立會を始む。其の相場と賣買高とは行事一人、提灯の前にて記し、翌日、兩奉行所及び町年寄へ報告するものとす。而して錢の相場は、慶長中金一兩につき永錢一貫文・京錢四貫文と定めしが、寛永の寛永錢新鑄以降、寛永錢四貫文の一方に歸せしむ。而も永勘定は先にも記したる如く、永く保存せられしなり。寛永以降に於いては其の制次第に崩れ、五貫文となり、六貫文となり、天保中には六貫五百文となり、安政中には六貫六百八十文となり、時に七貫となり、時に十貫文となりたることさへありき。尙鑑錢は元文・寛保年中より寛永錢と共に通用せしめ、爲に選錢の弊を生じ、結局幕

末には錢一鑓十の比例となれり。固より金貨の粗惡に伴ひて、并に銀の拂底と劣悪なりしが爲めに、時に錢の高價なりしこと、又免がれざりし所にして、正徳中には兩に二貫二百八十文・三貫四百二十文、享保中には二貫六百八十八文なりしことあり。兩替商は錢の高價に乘じ、買占を爲すの徒あり。享保七年、各戸を吟味し貯蓄せるものに過料を命ず。室町一丁目永良なるもの、四百餘貫文を持し金三十兩の過料に處せられしこと、續正實事錄に見へたり。

寛政十二年中、金座後藤庄三郎より錢相場につき錄上したものあり、又其の變動を知るべし。曰く、

錢相場引上げ方、其外御内密伺候に付、正徳年中より、御金吹替之時々錢相場  
高下手覺の趣申上候。  
新金壹兩 但金位五十目七分小判一兩之目方四匁七分六厘  
此錢相場四貫六百文餘替

是者正徳年中、吹立被仰付文字金吹替迄の錢相場、右の釣合に相見申候。尤新金の儀は、當時六割半の増歩を以、文字金に御引替有之候古金に御

文字金壹兩 但小判六拾六匁九分五厘六毛五糸

此錢相場

元文元辰年吹替初年

三貫百文より三貫貳三百文位迄

同二巳年より明和二酉年迄

貳貫八百文より三貫百文位迄

又

三貫九百五拾文位より四貫文迄に相場引下げ候儀も御座候。是は元文年中吹立被仰付當時迄通用、凡六拾五年に相成申候。

仰付兩三年の鐵錢吹立被

凡四貫百文より四貫百五十文位

仰付兩三年の內錢相場

凡四貫二百文より四貫三百文位

同七丑年迄の内

同九辰年二朱判吹立

凡五貫五百文より五貫六百文位

被仰付兩三年の内

凡五貫三百文より五貫六百文位

右の通御座候處、當時錢相場、金一兩に付六貫五六百文替に引下候。私領鑄錢願等、無據通用錢相嵩み、并二朱判の遣方利辨に相成、自ら錢兩替少く、諸商人共取集候錢は、相互に譲り合候形にて、道理の外、諸色の直段に相響候筋も可有御座儀、且數年來の文字金、追年瑕輕目も生候に隨ひ、世上取遣差支候趣等、旁考合候處、何れにも先銚錢の遣ひ方被減、諸色治定の相場相立候様仕度奉存候。見越候儀には御座候得共、別紙御見合奉上候。猶又御差圖次第積り立等可申上候。

申〇寛政十二年閏四月

後藤庄三郎

正徳四年五月、新古金銀割合を觸示す。當時賣買相場錢一貫文代銀三十五匁なりしが、三貨圖彙に、此の比例を記して、

慶長并新銀正徳四年鑄之にては錢一貫文代十七匁五分に當る。

但し此時慶新兩銀に通用銀は十割増也。

元祿銀元祿八年鑄之にては銀一貫文代二十一匁八分七厘に當る。

但し此時元祿銀に通用銀は六割増也。

寶字銀寶永三年鑄之にては錢一貫文代二十六匁九分二厘に當る。

但し此時室の字銀に通用銀は三割増也。

過錢上納  
私利戒飭

となす。又相場を知るべし。而して兩替商等は、相場下直に際し、幕府定むる所の相場高直なるときは、過錢と稱し、高低差額の利潤一部を上納したこと、天保の觸留に見えた。然れども相場の愈下直なるに當りては、時に私利を計りて、法に觸るゝもの亦無きにしもあらず、又免れざるところなり。嘉永四年株式再興に當り、兩替商に左の達を與へて戒飭する所あり。曰く、

錢相場の儀、去る寅年、壹兩に付六貫五百文に定、相場相立候處、相場高下の活用無之故、兩替屋共利潤薄く、自然氣配の勵み無之、漸々賣買差支候趣、相聞候に付、去る酉年、天然の相場に復し、打錢の儀も以前の通相心得、當時有來兩替

屋の外、錢賣買令停止候旨、其外品々觸示し置、度々御拂錢等も有之上は、右定相場内外にて上下致、格別に相場引上候儀は致間敷處、其後も更に下落の儀無之、六貫三百文以下にて、年々十月下旬より、追々高直に相成、就中暮に至候ては格別に引上げ、處により候ては金貳朱を限り、其餘難賣渡杯、相斷候兩替屋共も有之哉に相聞候。必竟定相場相立候は、其頃錢相場下落致、物價に相響候故を以て被仰出候儀の處、其後俄に拂下可相成謂無之、右は全兩替屋共儀、定相場にては、渡世の利潤薄其上問屋組合停止に相成、素人にも錢賣買勝手次第致候儀に付、渡世の氣配薄く、入用の時節に、別段出精買入方も不致候に付、手元に有錢少く不賣渡故、世上の差支にも相成、右に付、外工商を始、武家寺院等に至迄、日用の差支を厭ひ、一般に貯置候人氣に傾き、自然融通滞り候儀と相聞候。然る處前々の如く、天然の相場に復し、殊更組合再興相成候上は、旁冥加を存、實直に相場相立、渡世可致處、右惡弊に泥み、拂底と唱、相場相進候様いたし候は、以外不埒の至候。

嘉永四年十二月八日

吳服町會所  
の錢賣

又以て當時の狀を察すべし。  
因に云、新鑄の錢は、世間融通の爲之を吳服町會所に於いて販賣したり。左に參考として享保元年の令を掲ぐべし。

新錢出來候間、來る二十二日より、吳服町一丁目吳服師會所にて賣出べく候。武家并町方、望次第賣渡候筈に候。但當年無餘日、錢數多く出來合不申候に付、小形金壹分より壹兩迄の内を賣渡すべく候。金の事は、新金又は小形金勝手次第用ひらるべき候也。

十二月

享保元申年十二月

新錢可賣渡覺

千石以上 壱人前金高五兩迄

千石以下 壱人前金高貳兩迄

右は御側衆・諸番頭・御役人・御番衆・醫者・小役人迄。但萬石以上、并寄合小普請は除之。

金壹兩迄 但與力并御徒壹人前  
金貳分迄 坊主衆同心以下壹人前

右之通新錢、吳服師共、吳服町會所にて可賣渡候。一度には込合候に付、日割を以賣渡申筈に候。當極月中賣初め、相殘分は、來二月中より可賣渡候事。

一、賣日の刻限、朝、五つ時より八つ時迄に可相渡候。且又御勘定所より差出候印鑑を以、錢賣渡筈に候間、錢調へ度面々は、勝手次第、右判鑑請取差遣可申候事。

一、極月中錢渡候日限は、別紙在之候。來二月中に日限は追て可相達候事。以上

十二月

又別に爲替用達あり。天保武鑑に、

三井組 三人フチ 三井次郎右衛門 三人フチ 三井三郎助 三人フチ 三井元之助  
拾人組 三人フチ 南竹川彦太郎 三人フチ 荒木伊右衛門 三人フチ 奥田仁右  
衛門 三人フチ 島田八郎左衛門 田所町 上田組 三人フチ 小野善九郎 田所町 上田三  
郎左衛門 同所上田傳之助 同所上田太助

爲替用達

とある者即ちこれなり。始め幕府公用金を大坂より輸するに當り、驛傳によりしも、其の道中の浪費多きを以て、之が節約を計り、元祿三年十二月、江戸在住の兩替商十人をして、爲替用達を命じ、九十日の日限を以て上納せしむ。これ所謂十人組

三井組  
上田組

後年の十人組にして又十人衆といふも、人數の増減又免れざりき。翁草に出目某初めて、六十日爲替を請願し、果さずして没し、三井の手代越後屋八郎右衛門之を請ひ、許されて爲替用達となるといふも、探るに足らず。三井組も亦十人組と同時に業を始め、自稱して、三人組といひ、十人衆以外に爲替用達にあづかる。

或はいふ、三井組は臨時の爲替方御用に預り、百五十日限上納の特典を附せらる。上田組は大坂の爲替商にして、寶曆・明和の間に用達となりしが如し。惟ふに十人組・三井組の公稱あるに至りしは、享保以降の事にして、上田組の加入によりて三組となりしは、明和以降なりと知るべし。而して是等用達は、公用金取扱の擔保として、沾券地を提供し、代償に備えしめらる。明治維新の政府が、権りに、大政官札を發行して、纏かに其の窮乏より脱し得たりと雖、而も大政官札は、不換紙幣たり、之が亂發は財政を紊亂せしむるものあり。之が救済方法として、

### 第三 質屋

こゝに爲替會社を設立す。我が三井組を始めとし、小野・奥田・島田等の富豪、之が資金を支出し、維新當初の金融を圓滑ならしむ。其の功多く我が爲替用達にあり。其間の沿革又記すべきもの多しと雖、要は區内の金融機關の大要を窺ふにあるを以て、今之を略すといふのみ。

質屋の名稱は、江戸時代に起り、其の制、享保以前に於いても見るべきものあり。彼の御定書百個條乃至は時々の町觸によりても之を窺ふ事を得べし。即ち寛文七年二月十一日の町觸に、

町中質屋ども、質請手形一个年切に取置、其請手形にて、質物幾色も取申候由、今度質屋出入につき、御番所へ質物持出し、御穿鑿の上、其段不届に被聞召候間、自今以後質屋共質取候はゞ、其質物の品々委細に書付、時々請取、念を入取置可申候。

とあり。蓋これより先、元和年中に質屋に關する制令ありしも、此の町觸により

本石町の會所

て明らかに質屋の制を立てたるものなりき。元祿五年十一月に至り、本石町三丁目に會所を設け、質屋總代を置き、質商に御定書及鑑札當時簡板を下附す。これ會所の創始なり。同十六年に至りて之を廢す。下りて享保七年に至り、諸問屋組合の連合に伴ひて、質屋亦組合を定めしが、當時二百五十二組、二千七百三十一戸餘あり。其の規約として一話一言に載せたるものあり。曰く、

## 質屋仲間連判帳寫

一、質物取候節、置主請人住所見届兩判取、質物取可申候。自今以後相違仕間敷候事。

一、毎月寄合、仲間相互に判形吟味仕、紛失物品廻相廻り候節、仲間中別て入念吟味可仕候。少も油斷有間敷候事。

一、從前々新規に仲間入致候節は爲仲間弘め振廻等、并に料紙代金三百疋差出し候處に中興は猥に罷成、定置候定相敗不届に付、此度仲間中相談にて急度相究候上は、少も違背有間敷候。依之、仲間金爲定、一人前より金百疋宛

差出、都合一兩也。勿論壹分に付壹个月に利足八文宛相加、元利共に仲間帳面に相添、次々の月行事へ無相違急度可申候事。

右之通仲間申合せ之上、向後少も違背無之、急度可被相心得候爲後日連判證文仍如件。

享保七壬寅年七月

井筒屋庄左衛門

伊勢屋三右衛門

伊勢屋勘七

伊勢屋善三郎

爾來各官府の制令甚だ多し。天保十三年、諸問屋組合を停止するに當り、質屋組合又瓦解を命ぜられ、此に至りて自由に歸す。同年五月の町觸に、

質屋・古着屋・古鐵買等紛敷品紛失物取扱方町觸。町中質屋・古着屋・古鐵買、古道具屋・小道具屋ども、仲間組合令停止候旨相觸候上は、追て同商賣之者出來候とも、決して差障り申間敷候。向後新規右渡世相始候もの、并是迄渡世致來候

者御紋有之品并銀具類、一切質に取買取申間敷候。萬一無據仔細有之ば、月番町奉行所へ訴出、差圖を受可申候。質屋・古着買共、質取買取候節、買主・賣主・共證人俱に罷越候て、質に取買取不苦、壹人にて印判壹つ持參致、置主・證人の名前申聞候。共質に取候儀はいたす間敷、たとへ置主・賣主・證人一同罷越候共、其品多分にて自分不相應に有之歟、又は怪敷相見候分は、先々遂吟味品に寄、其者留置、月番の町奉行所へ可訴出、若盜物等質に取買取候者有之に於ては、吟味の上右品取上代金損失爲致品に寄答可申付候。

嘉永四年再興に當り、全市の質屋千七百五十二ありて、又組合を結び、かくて維新に至りしが、舊時の質物預利子と期月の定まりしは、元祿五年にあり。其制によれば、刀劍諸道具類十个月、衣類は六个月として、百文につき利子一个月三文、二兩以下は一分に對し三分五厘、十兩以下は一分に付三分、百兩以下は一分につき一匁、百兩以上は之に準せしめたり。爾來此の制令により、相對を以て取極められたり。而も大抵右以外に出でざりしが如し。慶應二年に至り、利増を爲し、同年末より金一兩につき一个月一匁六分、一分につき四十八文、二朱につき二

十四文、錢百文となせり。

維新に當り、一般金融の逼迫を致せるを以て、質物を利用するもの多く、爲に質物の增加を來せり。蓋、自然のみ。

### 第三節 明治以後の金融機關

#### 第一 銀行の設立

明治維新以前に於ける金融機關としては、單に既述の兩替商及び爲替方并に質屋のあるありて、金融を助くるに過ぎざりしが、明治五年十一月、國立銀行條例發布せられしより、茲に金融機關は完備の緒につくを得たり。

本邦國立銀行條例の制定は、もと政府發行の紙幣即ち明治元年度の太政官札、民部省札の下落により、銀行をして紙幣を發行通せしめ、以て先に發行の紙幣の償却をなすの目的に出でたるものなりき。されば五年十一月、此の發布を

日本橋區史 第三冊

見るや、之によりて、東京第一國立銀行今の第は、翌六年七月資本金二百五十萬圓を以て開業せらる。これ本區銀行あるの始にして、又、本邦銀行の權輿なりとす。其の後本區に設立せらるゝもの、國立銀行十一行、第一・第三・第五・第廿七・第三十三・第四十五・第六十・第九十五・第一百・第一百十二・第一百十九即ちこれにして、十二年未に至るまでに大抵開業し、資本金合計三百六十五萬圓を算したり。

私立銀行は、明治九年三井銀行の開業に始まり、明治十五年には、三井・安田・菱川丸屋・川崎・東京貯藏・明辰貯金・貯蓄・東海貯金・壬午・平松・日東の十三銀行あり。國立私立合計二十四行を算するに至れり。同十五年六月、日本銀行條令の發布あり。十月、資本金一千萬圓を以て、箱崎町に其の業務を開始し、二十九年本兩替町に移る。爾來銀行の設立せらるゝもの年と共に多く、大正四年には、其の本店を有するものの五十八銀行に達し、支店を本區に開設するもの又六十行に及ぶ。之を表示すれば即ち左の如し。

## 銀行支店の所在

## 第十五章 金融機關 第三節 明治以後の金融機關

七九五

合名會社 中村 井井 葉屋 銀銀	一百九十九萬圓	同三十七年十二月
一百萬圓	同三十六年六月	
一百萬圓	同四十四年四月	
一百萬圓	同四十四年八月	
一百萬圓	同三十年六月	
一百萬圓	同三十二年八月	
一百萬圓	同三十三年十二月	
一百萬圓	同三十三年十一月	
一百萬圓	同三十年十月	
一百萬圓	同二十六年十一月	
七十萬圓	同二十六年十月	
五十萬圓	同二十二年十二月	
二十萬圓	同二十七年五月	
五萬圓	同二十年五月	
十萬圓	本町四ノ一〇	
南茅場町六 坂本町七 堀江町一ノ九 同町一ノ一〇	横山町二ノ一〇	
南茅場町四 品川裏河岸一〇	品川裏河岸一〇	
三萬圓	北糸町五	
六萬圓	通一ノ一五	
十萬圓	室町三ノ八	
五十萬圓	坂本町三八	
七十萬圓	森金東都	
一百萬圓	原家壽多銀	
一百萬圓	山村口銀	
一百萬圓	金田山銀	
一百萬圓	深森銀	
一百萬圓	紅葉屋銀	
一百萬圓	中村田銀	
一百萬圓	内國商業銀行	
一百萬圓	川崎中本銀	
一百萬圓	今田岡本銀	
一百萬圓	合資會社銀	
一百萬圓	廣部銀行	
一百萬圓	會社ニアラサル銀行	
一百萬圓	十萬圓	

合資會社

合名會社

覽

日本橋區史 第三冊

七九四

名	稱	在	所	名	稱	在	所
北海道拓殖銀行東京支店		元四日市町一		七十七銀行東京支店		南茅場町一九	
百十三銀行東京支店		本村木町一ノ二八		兩羽銀行東京支店		小舟町二ノ四	
加島銀行東京支店		青物町一五		第十二銀行東京支店		萬町四	
加島貯蓄東京支店		同三ノ四		肥後銀行東京支店		小網町二ノ一四	
浪花銀行東京支店		鰐殻町一ノ一		第十六銀行東京支店		朝鮮銀行東京支店	
鴻池銀行東京支店		兜町五		臺灣銀行東京支店		南茅場町一二	
北濱銀行東京支店		南茅場町二ノ五		第一銀行新大坂町支店		三井銀行深川支店箱崎町派出所	
住友銀行東京支店		堀留町二ノ八		同伊勢町支店		大傳馬町二ノ二五	
同通油町支店		兜町三		東海銀行堀江町支店		吳服町一	
横濱正金銀行東京支店		通油町一		村井貯蓄銀行大傳馬町支店		箱崎町三ノ二	
横濱貯蓄銀行東京支店		本兩替町八		川崎銀行富澤町支店		新大坂町一〇	
横濱第七十四銀行東京支店		本町四ノ四		山口銀行東京支店		南茅場町三六	
第二銀行東京支店		堀留町三ノ二		足利銀行東京支店		大傳馬町二ノ二一	
柄木伊藤銀行東京支店		小網町二ノ一〇		帝國貯蓄銀行兩國支店		長谷川町七	
左右田銀行東京支店		青物町三一		若尾銀行東京支店		元柳町一七	
日本興業銀行東京支店		木石町二ノ八		獎學貯金銀行東京支店		本石町四	
不動貯蓄銀行日本橋支店		南茅場町七		横濱實業貯蓄銀行東京支店		堀江町一ノ一	
新潟銀行東京支店				同		大傳馬町一ノ二〇	
七十七銀銀東京支店				本町三ノ二〇		富澤町二〇	
六十三銀行東京支店				同		新柳町一七	
十九銀行東京支店				本町三ノ一六		南茅場町一九	
佐野銀行東京支店	元濱町六						
四十一銀行東京支店	本材木町一ノ九						
四十四銀行東京支店	富澤町五						
四十五銀行東京支店	大傳馬町一ノ六						
四十六銀行東京支店	横山町二ノ四						
四十七銀行東京支店	大傳馬町一ノ四						
四十八銀行東京支店	新霞町一						
四十九銀行東京支店	堀留町二ノ三						
五十銀行東京支店	木町二ノ一四						
五十一銀行東京支店	堀江町二ノ一〇						
五十二銀行東京支店	本町二ノ一四						
五十三銀行東京支店	通旅籠町二						
五十四銀行東京支店	横山町三ノ二						
五十五銀行東京支店	吳服町一四						
五十六銀行東京支店	新乘物町三						
五十七銀行東京支店	通旅籠町二						
五十八銀行東京支店	横山町三ノ二						
五十九銀行東京支店	吳服町九						
六十銀行東京支店	同一三						
六十一銀行東京支店	坂本町九						
六十二銀行東京支店	室町一ノ一〇						
六十三銀行東京支店	本革屋町五						
六十四銀行東京支店	同						
六十五銀行東京支店	六						

以下本店を区内に有する資本金五十萬圓以上の銀行につき、其の沿革を略記すべし。

備考	本表は大藏省發行銀行總覽に依る
日本銀行	本兩替町にあり。金座の跡にして、わが國中央機關銀行なり。明治十五年六月發布せられたる日本銀行條例により、同年十月、資本金一千萬圓を以て本區箱崎町に業務を開始し、吉原重俊之が總裁たり、これを本行の起原とす。明治二十九年四月本兩替町の新築落成してこれに移り以て今日に至

れり。子爵三島彌太郎之が總裁たり。

抑本建物は東都届指の大建築にして、明治廿三年以降七年の歲月を費し、明治廿九年に至りて漸く落成を告ぐ。建物は本館・別館の二棟に分れ、本館は地上三層地下一層の四層と爲し、地下室を倉庫となし、地上第一層を營業部、第二層を重役室及び集會室、第三層を計算・統計等の事務室となせり。別館は本館の北側にあり、地下室を厨房となし、地上第一層を公債部、第二層を手形交換所等となし、別に西方に金銀分析室その他數室あり。又外に器械室ありて館内の電燈、暖爐、昇降器等に要する動力を起す。本建築の地盤は頗る堅牢にして、地下廿尺の深さに於て掘りあてたる大盤石を基底とし、上部には大玉川砂利を二尺の厚に入れ、更に厚八尺五寸の混泥土を以て堅め、地下室の金庫部は本館と同一面積の地下を數區に分ち、中央に通路を設けて軌道を通じ、以て金銀塊の運搬に便せり。中央大金庫は鐵門を以てその口を扼し、開閉必ず時計鍵を用ひ、非常事變に際しては、金庫は直に水底に沈め得るの設備をなしありと云ふ。現時の資本金六千萬圓十三千七百五  
一万圓拂込 大阪・名古屋・京都・福島・廣島・以下六ヶ所に支店を置く。

株式會社第一銀行　兜町にあり。明治六年七月の創立にして舊と第一國立銀行と稱し、實に國立銀行の鼻祖たり。二十九年九月組織を變更して現稱に改む。資本金貳千五百拾萬圓一千三百四十三萬  
五百圓拂込 我邦に於ける主要なる金融機關の一なり。區内伊勢町・新大坂町二支店の外、全國に二十餘个所の支店を置く。創始以降男爵澁澤榮一之が代表者たり。

株式會社三井銀行　駿河町にあり。本邦私立銀行の嚆矢とも謂ふべきものにして、延寶天和の頃、舊三井組が、兩替店及び御用爲替店(即ち爲替方)の名稱を以て、官金出納及び諸爲替の業務に當りたるに起因す。明治九年七月、從來の制度を更め會社組織となし、名づけて私立三井銀行と稱し、資本金二百萬圓を以て現今の地に開業す。二十六年商法の實施と共に組織を變更し、三井同族の専有に屬する合名會社となす。當時社員は同族五名より成りしが三十一年更に社員を増加して十一名となし、資本金を五百萬圓となし、四十二年十月更に株式組織に變更す。資本金二千萬圓。全部 全國要地十三ヶ所に支店を置く。三井高保之が代表者たり。

## 豊國銀行

**株式會社豊國銀行** 小網町四丁目にある。明治四十年五月の創立に係り、資本金壹千萬圓<sup>五分</sup><sub>二拂込</sub> 市内其他要地に十支店を設く。代表者を坂田實とす。

## 株式會社第百銀行

萬町にあり。明治十一年八月の創立に係り、舊と第百國立銀行と稱せしが三十一年八月に至り第百銀行と改稱し、株式組織となしものなり。資本金壹千萬圓<sup>五分</sup><sub>二拂込</sub> 区内通旅籠町支店の外、市内其他に五個の支店あり。池田謙三之が代表者たり。

## 安田銀行

**株式會社安田銀行** 小舟町三丁目にあり。明治十三年一月、私立安田銀行と稱し、二十六年合資會社の組織となし、三十五年合名會社に改め、四十四年八月、更に株式會社の組織に變更せり。資本金壹千萬圓<sup>全部</sup><sub>拂込</sub> 全國要地二十餘个所に支店を置く。安田善之助之が代表者たり。

## 第三銀行

**株式會社第三銀行** 小舟河岸にあり。明治九年十一月の創立に係り、舊と第三國立銀行と稱せしが、二十九年八月株式會社の組織となし、現稱に改む。資本金五百萬圓<sup>四百三十五</sup><sub>萬圓拂込</sub> 全國の要地十餘个所に支店を設く。安田善四郎之が代表者たり。

## 東京銀行

**株式會社東京銀行** 田所町にあり。明治二十九年五月の設立にして資本金五百萬圓、市内要所に四个所の支店を設く。拂込金三百五十萬圓、前川太兵衛之が代表者たり。

## 株式會社帝國商業銀行

兜町にあり。明治二十七年九月創立し、資本金四百萬圓<sup>全部</sup><sub>拂込</sub> 市内其他地方に支店及び出張所あり。代表者は岩井重太郎なり。

## 株式會社明治商業銀行

本船町にあり。明治二十九年九月の設立にして資本金參百八拾萬圓<sup>二分</sup><sub>一拂込</sub> 市内及び地方各所に數个の支店あり。代表者安田善助。

## 株式會社東海銀行

吳服町にあり。明治二十二年七月の設立に係る。資本金參百萬圓<sup>二分</sup><sub>一拂込</sub> 區内堀江町支店の外、六个の支店を設く。代表者菊池長四郎。

## 株式會社第二十七銀行

本材木河岸にあり。明治九年十二月に設立するところにして、舊第二十七國立銀行なり。三十年十二月に至り組織を更め、資本金を壹百萬圓<sup>七十九</sup><sub>萬圓拂込</sub> となし以て今に至る。渡邊治右衛門之が代表者たり。(因に、國立銀行は明治廿九年に至り、其處分法の公布と共に漸次廢絶し、本區始め

## 第二十七銀行

## 東海銀行

## 帝國商業銀

十一行ありしもの、今や私立となりて第一・第三・第百・及第二十七の四行となる。

**株式會社西脇銀行** 新右衛門町にあり。明治四十三年三月の設立に係り、  
西脇銀行

尼張屋銀行

大成貯金銀  
行

株式會社尼張屋銀行

倉庫銀行

日出銀行

鐵業銀行

内國貯金銀  
行

株式會社太宰貯藏銀行

大國銀行

合名會社中井銀行

深田銀行

中井銀行

紅葉屋銀行

太宰貯藏銀  
行

大國銀行

村井銀行

中井銀行

深田銀行

資本金五十萬圓四分の一拂込なり。代表者村上定三。

**株式會社太宰貯藏銀行** 新右衛門町にあり。明治三十三年十二月の設立にして、資本金五十萬圓三分の拂込なり。代表者太宰文藏。

**株式會社大國銀行** 箱屋町にあり。明治三十三年四月の設立にして資本金五十萬圓五百圓三千拂込なり。代表者太宰治仲。

**合名會社村井銀行** 元四日市町にあり。明治三十七年十二月設立す。資本金百九拾萬圓、区内大傳馬町支店の外、市内及び地方に數个の支店と倉庫を有す。村井吉兵衛之が代表者たり。

**合名會社中井銀行** 金吹町にあり。明治十六年六月の設立に係る。資本金壹百萬圓、区内二支店の外各地に數个の支店を設く。代表者中井新右門。

**合名會社紅葉屋銀行** 坂本町にあり。明治四十四年四月の設立に係り、資本金壹百萬圓なり。代表者神田鑑藏。

**合名會社深田銀行** 室町三丁目にあり。明治四十四年七月設立、資本金七拾萬圓、府下千住町に支店を設く。代表者深田米次郎。



## 第二 銀行の金融状況并に郵便貯金

彼の國立銀行は、明治十七八年の交に至り、在來發行の不換紙幣の増發多きに過ぎ、加之、全國不景氣の聲に満ちたるに、銀行業務の尙未だ幼稚なりしによりて、財界の不振を來せしも、爾來漸く挽回の機運に向ひ、二十九年に至り、よく設立の目的を達せしが、營業滿期國立銀行處分法并に同滿期前特別處分法の公廢絶

彼の國立銀行は明治十七八年の交に至り、在來發行の不換紙幣の増發多きに過ぎ、加之、全國不景氣の聲に満ちたるに、銀行業務の尙未だ幼稚なりしによりて、財界の不振を來せしも、爾來漸く挽回の機運に向ひ、二十九年に至り、よく設立の目的を達せしが、營業滿期國立銀行處分法并に同滿期前特別處分法の公布により、漸次に廢絶に期せり。

本區國立銀行の金融を見るに、明治十年には預金三十四萬圓、貸付五十六萬圓に過ぎざりしに、十五年には預金は千八百萬圓臺に達し、貸付又千五十萬圓に達す。若し私立銀行の預金及び貸付を合算すれば、十五年にはせるものは國立の開業預金は二千八百八十六萬餘圓、貸付二千二百三十八萬餘圓に達す。蓋、固より東京全市に冠たり。左に十一年以降五年間に於ける銀行別金額を表示して參考とすべし。

## 銀行及銀行類似會社の預り及貸付金

本店所在地名	創立年月	支店									
		株金	預金貸付								
東京貯藏	明治十三年四月										
私立	同十四年三月										
明辰貯金	十五年三月										
私立	同										
貯蓄私立	同										
東海貯金	同										
私立	同										
壬午私立	同										
平松私立	同										
日東私立	同										
合計	二四										

## 銀行出入金

## 預入高

爾來廿五年間、幾多經濟上の變動沿革を経、銀行の金融は愈々敏活多大となり明治四十一年に於ける本區銀行の出入金は、入金百六億萬圓、大正元年には百四十七億三千萬圓に達し、出金同年に於て百五億九千萬より百四十七億三千萬圓となる。預金は四十一年に於て預入高三十一億三千七百萬圓、拂戻高廿八億六千九百萬圓より、大正二年の預入四十一億六千六百萬圓、拂戻三十八億九千四百萬圓に達し、年末現在高二億七千百九十三萬圓に達す。即ち左の如し。

銀行の出入  
金と預金人貯金高と一  
人平均

年 度	出 入 金			諸 預 り 金		
	入	出	入	出	入	出
明治四十一年	一〇六〇二一三三、四〇七		一〇、五九四、九一五、二二一		三、一三七、四六六、八三八	二、八六九、三九八、八四四
同 四十二年					三、三三五、二八五、〇五三	三、一五一、六六一、一五二
同 四十三年	一三一八三、一七三、三五二		二、一七三、九五二、三二一		四、〇六六、三二〇、二三三	三、八一八、六八八、五六五
同 四十四年	一三四三一、八三六、一九〇		二、三四六、二六九、〇五七		六〇一、二三五、三一七	五七七、二二三、八九二
大正元年	一四、七三三、〇九六、〇八八		一四、七三二、七八八、七〇六		四、一六六、六二九、一〇三	三、八九四、六九八、八三〇

尙大正二年末現在に於ける貯蓄銀行預金高を見るに、人員四十二萬九千七百八十三人、金額八百四十萬六千八百五十四圓、即ち一人當五十圓二十八錢七厘に當る。此の金額を職業によつて分類すれば、商業九十一萬四百十九圓（三七七人、五六人）、工業三百四十三萬二千九百二十九圓（一六五、八人）、農業六十一萬二千五百五十六圓（四一六人）、其の他二百三十一萬五千四十二圓（〇七三人）となる。

各種の手形及び小切手の交換機關として東京交換所あり。始め明治十年七月、第一銀行頭取濫澤榮一の首唱により、同盟銀行國立・私立三十二行の交誼を厚くし、業務の講究に資せんがため、擇善會を組織し、十三年三月之を銀行集會所

## 東京交換所

となし、爲替取組所を設けしが、十五年手形條例發布に依り之を廢し、二十年十二月手形取引所を設く。而も組織完全を缺くものありしを以て、二十四年二月限り之を廢し、新に第一銀行外十行發起となり、日本銀行の同意を得て交換所を設く、これを本所の沿革とす。本所は始め事務所を坂本町四十番地に置き、日本銀行所屬建物の樓上を交換所とせしが、二十九年日本銀行樓上に移り、三十一年十一月又舊地に移る。組合銀行數三十七行、代理交換委託銀行二百四十四行あり。

社團法人東京銀行集會所は、右に記せるが如く、十年七月擇善會の組織に濫觴し、十三年八月會を開散して、新に東京銀行集會所と名づけ事務所を萬町に置けり。十五年中兜町に移り、十八年坂本町四十番地に新築竣工して之に移り、其の十二月會誌として銀行通信錄を發行し、三十年所内に經濟文庫を設く。會長男爵澁澤榮一、副會長豊川良平、園田幸吉、組合銀行六十九行、加入金は公稱資本に對し、各之を徵す。

銀行俱樂部は東京銀行集會所内に在り。三十一年七月、東京銀行集會所組合

銀行、第百三十八回の定式集會の決議により、役員中有志者を以て組織し同年工を起して、翌年二月を以て開設す。會費一个月一圓五十錢、四期に收む。現在の會員二百六十三名あり。建築宏壯、談話室、讀書室等諸種の設備完全す。さて、明治十五年以前に於ける銀行手形交換金額は、明治十一年には第三十三國立銀行一个所の取扱ひのみにして、其の額振出三萬三千圓、受込五萬九千圓に過ぎざりしが、同十五年には、國立十一、私立五、合計十六銀行の爲替高振出五千三百七十三萬五千圓、受込六千九百五十八萬七千圓に上る。之を表示すれば左の如し。

## 手形交換高

名稱	十			一			年			十			二			年			十			三			年			十			四			年			十			五		
	振	出	受	込	振	出	受	込	振	出	受	込	振	出	受	込	振	出	受	込	振	出	受	込	振	出	受	込	振	出	受	込										
第一國立	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一								
第二國立	三、一、三				一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一								
第三國立	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一								
第五國立	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一								
第七國立	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一								
第廿三國立	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一								
第四十五立	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一								
第十五章 金融機關 第三節 明治以後の金融機關	八一																																									

名稱	十一年					十二年					十三年					十四年				
	振	出	受	込	振	出	受	込	振	出	受	込	振	出	受	込	振	出	受	込
合計	三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三國第百十國立五立	五九八五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
安田私立	五九八五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
川崎私立	五九八五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
日東私立	五九八五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九屋私立	五九八五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正元年	五九八五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同二年	五九八五八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治四十二年	三七二、六三一、二八七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同四十三年	一、〇六六、五八七、六九五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同四十四年	一〇三、一六〇、五三一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同大正元年	一三二、一五七、四八三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同二年	一一〇二、七七九、五五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

然るに其の後廿五年にして、異常なる激増を示し、明治四十二年に於ける當所拂手形割引八億七千二百六十三萬圓、他所拂三千四百四十一萬圓に達し、其の枚數十八萬枚、金額九億七百四萬圓に達す。更に大正元年には、當所拂十二億二千五十七萬圓、他所拂六千五百五萬圓、枚數廿四萬枚、金額十二億八千六百六十三萬圓に達す。激増想察に餘りあり。左に最近五个年間の數字を表示すべし。

手形割引枚數金額

年 度	當 所	拂	他 所	拂	枚 數	金 額
明治四十二年	三七二、六三一、二八七	三四、四一五、一〇二	一、八〇一、一六八	九〇七、〇四六、三九一		
同四十三年	一、〇六六、五八七、六九五	六七、四一〇、七八一	二〇七六〇五	一、一三三、九九八、四七五		
同四十四年	一〇三、一六〇、五三一	五七、二六七、一一八	二二〇、三三〇	一、一三〇、四二七、六四四		
大正元年	一三二、一五七、四八三八	六五、〇五七〇〇四	二四〇、五二四	一、一八六、六三一、八四二		
同二年	一一〇二、七七九、五五〇	六一、七七七、六四二	一七九、九五五	一、一六四、五五七、一九二		

次に東京交換所に於ける交換手形の金額を見るに、最近大正二年に於いては、四百五十三萬九千九百九十二枚金額四十三億六千六百萬圓に達す。次に郵便貯金は、明治十一年には、預入十萬四千五百餘圓、拂戻高五萬三千七百十九圓に過ぎず。同十五年には増加して預入二十三萬五千六百餘圓、拂戻高七萬千二百餘圓となりたれども、未だ少額なるを免かれず即ち左表の如し。

年 度	預	入	拂	戻	高	預 人 員	拂 戻 人 員	備	考
明治十一年	一〇、四五二	五三、七一九	一、七二八	八一〇					

此の数字は本區及京橋の一部  
井に麹町の一部を管したる東京

東京交換所  
の郵便貯金

日本橋區史 第三冊

八一四

年	度	預	入	拂	戻	高	預	人員	拂戻人員	備
明治十二年	一六四、八九五	九二、三三八	四、六〇七	二、一〇六						
同 十三年	一五〇、七七〇	一五〇、〇一二	五、一六四	四、六四八						
同 十四年	一八〇、一九一	一六六、六〇五	三、三九七	六、二八七						
同 十五年	二三五、六六九	一七一、二九八	五、二〇九	三、〇四四						

此の内本區に屬するもの二分の一と見て大差なからんか。分郵便局に本區の一部を管せる兩國を通じてあれども、其扱高各年國人員又二百人に過ぎず。<sup>を</sup>萬五千圓に達せず。

二十五年以  
後の貯金

越えて二十五年に至り預入五十二萬七千圓に達し拂戻高五十四萬五千圓に後<sup>三十一年此の</sup>の貯金以達し四十一年には預入拂戻共五十二萬餘となり振替貯金制を新設す。は拂込六十一萬圓拂渡三千四百六十八萬に達し大正元年には郵便貯金八十三萬圓拂戻九十六萬圓に達し振替貯金拂込百四十八萬圓拂渡五千二百七十六萬振替貯金額

替貯金拂込百萬圓、拂渡五千五百七十四萬圓を算す。  
而して、最近六個年に於ける一人当たり金額を見るに、四十一年には預金者一人貯金一人當

平均二十五圓四十三年には二十九圓となりしか爾後僅て二十一年に亘る貯金預金一  
人當二十五圓となる之を區の人口に割當つれば四十一年には一人平均五圓四十

年	度	郵便貯金	預入拂戻拂込拂渡	貯金平均								
普通切手	證券	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	預金平均
明治四十一年	五二〇、三一九	九九六六	四〇、四八〇	五二七、八六三	一一、六四五	六一〇、五九〇	三六、七二九	二五、〇五六	五、四三八	一八六、五一三	一五二、一七五	三五、三七五、八三四
同四十二年	六四七、四二八	一〇、〇五七	一五、〇九三	一五二、一七五	一五、〇九三	一八六、五一三	一五二、一七五	二八、三三二	九、一六七	一五、〇九三	一五、〇九三	三五、三七五、八三四
同四十三年	七一八、四二六	一〇、〇四六	一五、〇九三	七三〇、九九〇	五三、八〇〇	七九五、一六四	一五、〇九三	二九、一四〇	九、一六七	一五、〇九三	一五、〇九三	三五、三七五、八三四
同四十四年	八二一、四五五	八、八四一	一五、〇九三	八三一、七九七	六二、九四六	七四〇、六〇九	一五、〇九三	二九、一四〇	九、一六七	一五、〇九三	一五、〇九三	三五、三七五、八三四
大正元年	八三〇、六三八	九八四一	一五、〇九三	九五〇、三六四	九五〇、三六四	八〇六、七三四	一五、〇九三	二九、一四〇	九、一六七	一五、〇九三	一五、〇九三	三五、三七五、八三四
同四年	八〇四、四三二	七、六九四	一五、〇九三	八三二、四五六	八二、三六〇	八〇六、七三四	一五、〇九三	二九、一四〇	九、一六七	一五、〇九三	一五、〇九三	三五、三七五、八三四
同二年	六四、八四一	一八五、四一八	一五、〇九三	九二三、四九四	二五、三九四	一、四八八、〇五〇	一、四八八、〇五〇	二九、一四〇	九、一六七	一五、〇九三	一五、〇九三	三五、三七五、八三四
同一年	六二、七八〇	一、一八五、五八七	一六〇、二〇一	六九、二〇〇	一、〇四八、三六四	五二、八六〇	一、〇四八、三六四	二八、五七八	九、一六七	一五、〇九三	一五、〇九三	三五、三七五、八三四
同一年	四五、九〇一	八二、五一二、七一九	四五、九〇一	五六、二〇九	五六、二〇九	一、〇〇八、一九六	三八、九二三	二八、五七八	九、一六七	一五、〇九三	一五、〇九三	三五、三七五、八三四
同一年	六四、八四一	一、一八五、五八七	一、一八五、五八七	五六、二〇九	五六、二〇九	一、〇〇八、一九六	三八、九二三	二八、五七八	九、一六七	一五、〇九三	一五、〇九三	三五、三七五、八三四

三錢なりしが、四十四年には九圓三十八錢となり、大正二年には減じて七圓八十五錢となる。而して大正二年末現在貯金百十三萬五千九百九圓あり。

五圓 但銀行預金は大ににして之を區内現住人口に配當すれば一人當り五十八圓十四錢四厘となる。最近六個年間の貯金額左の如し。

圓十四錢四厘となる。最近六年間の貯金額左の如し。

振替貯金の合計を示す。

八五

郵便爲替は、其の創始明治九年にあれども、本區に於ける爲替の金額は之を明にする能はず。明治廿四年には、東京本局・兩國・小傳馬町・通町の四局に於ける取扱高振出口數二萬八千五百十一、金額二十七萬九千百九十一圓、拂渡口數十二萬八千六百十八、百三萬一千二百五十圓に過ぎざりしが、三十七年には振出口數四萬五百十六、百六十三萬三千百八十三圓、拂渡口數四十六萬四千八百八十六、五百四十一萬八千三百三十五圓となり、四十一年には振出、百九十一萬五千圓、拂渡六百二十七萬六千圓に達し、大正二年には振出三百五萬一千圓、拂渡六百四十三萬九千圓に達し、比年増加を示す。左に最近八個年間の數字を表示し、併せて取立金をも掲げたり。但し爲替は内外國爲替の合計なり。

第三質屋

質物金額

同	同	同	大	同
四	正	十	四	
四	三	二		
元				
年	年	年	年	年
一五五、〇三六	二八八、〇九一	四三九、九八七	八一六三、三九五	七五、七六二
一五九、八五四	三、九六四、八二二	四四六、三九一	六、七八七、一〇七	一四二、四二六
一七一、一八一	三、〇五一、七三三	四五四、一四八	六、四三九、三三三	一六二、九五六
三一五、三二三	一、五八四、六七〇	二四九、九六二	五〇一一、六〇九	五、四八三、二七一
三四、八三六	一、七四八、四八三	三〇、四四四	四、七〇八、二六六	四、四二四、五九二

取扱を含ます。

次に金融機關の一として質店あり。舊時の組合は、幕末の混亂と共に瓦解した  
れども、維新の金融逼迫は、却つて質屋の増加を促したるが如き觀あり。蓋、又自  
然の數なり。明治十一年には區内の質店百二十六戸あり。同十五年百五十二戸  
となりしが、爾來年と共に減少して、大正二年には、六十戸となれり。而して其の  
質物狀況を觀るに、貸出は明治十一年以降十五年までに、六十萬圓より百萬圓  
に増加し、二十年には、急に五十五萬圓に減少し、四十一年には、九十八萬圓とな  
り、四十四年百八萬圓を算し、爾來は百萬圓臺にあり。受戻は明治十一年より十

五年に至るまでに、五十六萬圓より百萬圓に達し、二十年には四十八萬圓に減じ、四十一年に七十五萬圓となり、四十四年には九十七萬圓となり大正二年には、八十五萬圓臺にあり。流質物は明治十一年には五萬圓なりしもの、十五年には八萬圓臺となり、二十年には四萬圓、四十一年には、六萬九千圓となりしが、爾來増加して大正二年には十二萬圓臺に上れり。

額質物一口金

## 東京市との比較

を表示して是等の事實を證すべし。

貨物受戻流  
質累年統計

年	次質屋口	質物數	金額	質物受戻額	質物受戻額	質物受戻額	年末現在貸出額
明治十一年	二三〇	三六四、二八一	六〇六、二二九	二九七、八三二	五六〇、九六一	四一、四五三	三〇四、七五六
同十二年	二三一	四三五、二五三	七〇八、七三〇	二五、七一三	三九六、二五三	六五、四七四	三七〇、四三三
同十三年	二三二	四四一、五三三	八七八、二三一	三八八、六四九	四八、一三一	七二、七六	三六、五二五
同十四年	二三三	四五三、四九五	一〇一、八二五	四三九、〇五三	五四、〇三	一〇二五、二七一	三六、七二二
同十五年	二三四	三九七、八八二	一〇一、七三六	四七四、四六〇	五五、九三三	七七、八四〇	三〇、六九四
同二十年	二三五	三九七、八八二	一〇一、七三六	四七四、四六〇	五五、九三三	八五、二三四	二三、八九八
同二十一年	二三六	三六、五四八	五五一、九七七	四七四、四六〇	六九、五〇九	一三〇、八四一	一七四、七六〇
同二十一年	二三七	三〇八、九三〇	一〇〇四、九五六	一七九、三九七	三一、九八六	七七、八四〇	二二八、九三〇
同二十一年	二三八	三〇八、七五四	九八六、二六四	二七六、四九四	六三、七九〇	一六六、一八六	二三、三四五
同二十一年	二三九	二八三、七一五	一〇八四、七四四	二四二、四六四	一〇〇、三七〇	三〇七、九六〇	一〇六、五三四
大正元年	二四〇	二七六、三九二	一〇〇〇、三六四	二三三、八一八	一〇〇、五一五	三七九、二三五	三七九、四四八
大正元年	二四一	二七一、四七五	一〇〇〇、三二三	二三三、八一八	一〇〇、五一五	三七九、〇六三	三七九、四二二
同二年	二四二	二七一、二八七	一〇〇〇、三二三	二三三、八一八	一〇〇、五一五	三七九、〇六三	三七九、四二二

五錢なるに見るも、本區の質物の大なるを知るべし。尙同年中本區の質物一口最高は八十萬圓にして、最低十五錢なりといふ。左に前後各六年の質物統計を表示して是等の事實を證すべし。

其他に無盡講を主とする會社あり。大正二年に於いて其の數十九、資本金七十

八萬六千圓に達し、加入の口數二萬二千八百六十三あり。左に之を表示すべし。

資本額別 會社數	社會資合			社會式株			資本額別 會社數
	二千圓	三千圓	五千圓	一萬圓	十五萬圓	二十萬圓	
一九	一	二	一一一	一	六	二	一
二三、八六三	四八五	一、七〇五	二二五	五三〇	八九〇	二、九二一	九四三
九	一	一	一	四	二	三	一
一二二	二	四	一	四	八二	一三七	一
三〇	三	一	一	〇	九	四	三
三	一	一	一	一	一	一	一
三	一	三	一	一	一	一	一
五	一	五	一	一	一	一	一
一三五	一	七五	一	一	六七	二六八	一
五	一	一	一	一	二	三	二
三一二	五	八	二二五	〇一八	一六四	四五九	一九
七三	九七	二一三	六一	四五五	〇五	五九	六五七〇

## 日本橋區史 第三冊畢

大正五年九月十二日印刷

非賣品

東京市日本橋區役所編纂

大正五年九月十五日發行

印刷者 神谷岩次郎

東京市日本橋區兜町二番地

印刷所

東京印刷株式會社

第三冊目

第三冊本交正記

正	誤	行	上	下	同	八 一 三
發起人	發人	渡邊治右衛門	二一七 四七七	二一八〇	二四一	六五三 二七八
渡邊治右門	安田善郎	翌六年	一九三	一六一	一四一	七九三 二五六
安田善次郎	同十年	通鹽町	一五一	一三六	一四一	七九二 二五六
同十年	通靈町	養漁場	一一一	一四一	一四一	七九七 二九七
通鹽町	好漁場	四十一年	一	一	一	八同
好漁場	四十四年	三十九年五月	一	一	一	一四一
四十年	四百萬	四十一年五月	一	一	一	一四一
三十五年九月	四十二年十月	四十二年五月	一	一	一	一四一
四百圓	七十七銀東京支	七十七銀東京支	一	一	一	一〇、四五二
四十年五月	南茅場町一九	削る	六一	六一	六一	一〇、四五二
十五年十月	銀	店	六〇	六〇	六〇	八同
四十年五月	東	東	一〇四、五二〇	一〇四、五二〇	一〇四、五二〇	八同

終

